

## 公共調達監視委員会議事内容

令和3年3月4日

### 1 審議案件説明

事務局から、審議案件について契約件名、契約相手方、契約概要、競争参加資格、参加者数、入札経緯及び結果等の説明を行った。

### 2 審議内容

#### 【一般競争入札分】

委員) 参加資格の等級の決め方について、予定価格は消費税込みの価格なのか、消費税抜きの価格なのか。それはどこかに記載があるのか。例えば、No.1 坂出公共職業安定所の合同庁舎への移転に伴う改修工事について、予定価格 6,000 万円以上 3 億円未満で C 等級としているが、予定価格の税抜き価格で 6,000 万円未満となる。参加資格の指定について結果は同じだが、予定価格は税込・税抜きどちらを用いるのか。資料にある入札状況調書には予定価格が税抜で表示されている。予決令第 72 条にもどちらとするかは書かれていない。

事務局) どちらとの記載はないが、添付資料の別紙 1 (厚生労働省所管の契約に係る競争参加者の資格等について) は税込みである。

委員) そうすると、入札状況調書に予定価格として税抜き価格を書いているのはおかしいのではないか。

事務局) システム上そのようになっている。

委員) 消費税は変わると等級も変わるのか。

事務局) 等級は変わる。

委員) 税金は税務署に行ってしまう、業者に行くわけではないので、税金で変わるのはおかしい気がするが、審査自体に関係していることではないものの、入札状況調書の予定価格が税込になっていないことが気になり質問したものである。

委員) No.1 坂出公共職業安定所の合同庁舎への移転に伴う改修工事、No.2 しごとプラザ高松移転に伴う改修工事の 2 件について、どちらも 1 者応札であるが、落札率は低く低入札価格調査が入っている。予定価格の決め方はどのようにしたのか。

事務局) 2 件とも設計業者に委託して金額をたてている。

委員) 設計業者の委託は委託料を伴うものか。

事務局) そうである。

委員) 2 件の設計業者は同じ業者か。

事務局) 別の業者である。

委員) 設計した業者が入札に参加することはあるのか。

事務局) 建設工事に係る入札なので、設計業者は入ってこない。

委員) 1 者なのに価格が低かった理由に関して、No.1 は手持ち工事がないから安く入れたようだが、No.2 についてはどうなのか。

委員) No.2 も、同じような状況であり、工事であるため価格が抑えられているのではないか。

事務局) 想像ではあるが、いずれの案件も基準価格が設定されているが、建設工事の場合、基準価格の計算方法上、予定価格との差が小さくなるため、低入札価格調査に該当しやすい。

委員) 入札の前に予定価格は表に出すのか。

事務局) 表には出さない。

委員) 土木工事の場合、設計業者が使用するソフトを工事業者も持っていて利用していると聞く。

委員) コロナの影響でぜひとも落としたいというのがあったのかもしれない。

#### 【随意契約分】

委員) No.21 職業安定部事務室に係る賃貸借について、助成金の支払事務のためとのことだが、1年間は借りるとの契約なのか。

事務局) 年度末までの契約である。

委員) 助成金事務が終われば撤去して返すのか。

事務局) 業務終了すれば撤去して返す。

委員) No.22 香川労働局雇用調整助成金グループの什器等の購入等について、審議資料の「随意契約とした理由」に、「契約の性質が競争を許すものでないため」とあるが、2者の見積を取っており、競争しているのではないか。

事務局) ここにある「競争」は競争入札を指すものである。競争入札せずに随意契約としたのは何故だとの理由を表記している。